**チーム　新・湯治　参加規約**

平成３０年２月２６日策定

（目的）

第１条

本参加規約は、「チーム　新・湯治」（以下「本チーム」という。）に参加するすべての団体・企業・個人（以下「チーム員」という。）が活動を行うにあたり必要な事項を定めるものです。

（参加資格等）

第２条

日本国内の企業・団体（政治団体、宗教法人及び反社会的勢力を除く。）・個人は、本チームに参加する旨を、申込用紙（様式１）に必要事項を記載のうえ事務局に提出することで、本チームに参加することができます。ただし、以下の点にご留意ください。

１．参加表明書の記載等から本チームの趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないことがあります。

２．参加表明書にて、登録した具体的な取組（宣言）等については、事務局にて編集の上、環境省ホームページに掲載されることがあります。その場合、掲載される内容等については、事務局は責任を負いません。

（活動内容）

第３条

　チーム員は、「新・湯治」の推進を通じた温泉地の活性化のために、以下の内容に取り組んでいただきます。

１．参加表明時に申込用紙（様式１）に記載した内容を始めとする自発的な取組を行っていただきます。

　２．チーム員間の情報共有や意見交換を積極的に行うとともに、事務局が実施するセミナー等のイベントへの参加に努めていただきます。なお、セミナーの様子等を環境省ホームページ等にて使用する場合がありますので、ご承知おきください。

（チーム員期間）

第４条

　チーム員期間は、本チームが継続している限りとします。

（チーム員資格の喪失）

第５条

　チーム員が以下に該当する場合には、その会員資格を喪失します。

　１．参加の取りやめを表明したとき

　２．事務局より除名されたとき

（参加の取りやめ）

第６条

　チーム員は、参加の取りやめの意思表示を事務局に行うことで、本チームへの参加を取りやめることができます。

（除名）

第７条

　チーム員が次のいずれかに該当する場合には、チーム員は除名されることがあります。

　１．倒産・解散などの理由により、団体・企業が消滅したとき

　２．個人の死亡

　３．本チーム設置の趣旨に反するような行為を行ったと認められるとき

　４．法令や公序良俗に反する行為をしたとき

　５．（ロコマーク使用の場合は、使用規約違反等）

　６．その他、事務局が必要と認めたとき

　（事務局）

第８条

　本チームの運営のために事務局を設置します。なお、事務局は環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室に設置します。

（規約の改訂）

第９条

　本規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があるので、ご承知ください。なお、改訂内容については環境省ホームページ等に掲載します。

附　則

本規約は、平成３０年２月２６日より施行します。

様式１　　　　　　　　　　　　申　　込　　用　　紙

※今後、環境省等が主催するワークショップ等の御案内を差し上げる際に参考にさせていただきます。

|  |
| --- |
| 団体等名： |
| 新・湯治推進に向けての具体的な取組（宣言） |
|  |
| 主な活動地域（複数選択可）　都道府県名（複数記載可）（　　　　　　　　　　　　　　　）  国内全域、海外（アジア、欧米豪）その他（　　　　　　　　　　　） |
| 温泉地において、関心のある分野（複数選択可） |
| **□温泉地活性化に向けたマスタープランづくり、　□施設のリノベーション、　□旅館再生事業、　□温泉地間の連携、　□地域資源を活かしたツーリズム、　□訪日外国人観光客に対する取組、　□自然等を活かしたアクティビティ、　□ガイドの育成、　□食または料理、　□泊食分離、　□旅行商品の造成、　□物産品等の開発、　□歴史または文化遺産、　□温泉街等のまちづくり、　□DMO（地域会社等を含む）、　□温泉の効能、　□福利厚生の場としての温泉地の取組、　□温泉地での健康増進プログラム、　□旅館経営の効率化、　□雇用や旅館の承継、　□エネルギーとしての温泉（熱や発電）、　□国民保養温泉地、　□源泉の維持や管理、　□クラウドファンディングを通した取組、　□IT化**  **□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** |

※以下は、事務局のみが使用します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体等名 |  | | |
| 業種 |  | | |
| 担当者名 |  | | |
| 電話番号 |  | Fax番号 |  |
| 住所 |  | | |
| メールアドレス |  | | |